

Go To トラベル事務局 御中

Go To トラベル事業 参加同意書

Go To トラベル事業参加にあたり、以下の取組を実施することに同意いたします。

※下記ご一読の上、左側の□にチェック(✓)を入れてください。

1. 感染症拡大防止策に係る取扱店舗の責務等

- (1) 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること

※業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインから、準拠するガイドラインを選んで記入してください。

複数の業種にまたがる場合はすべて記載してください。また、直接的に該当するガイドラインがない場合は類似するガイドラインを記載してください。

なお、業種別ガイドラインについては、以下のリンク先の資料をご参照ください。

<https://corona.go.jp/prevention/>

- (2) 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守している旨を店頭など旅行者から見えやすい場所又はホームページで対外的に公表すること。
- (3) 行政からの要請（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の規定に基づく営業自粛要請・時短営業要請等）に従うこと。
- (4) 取扱店舗において従業員に感染者が出た場合や、取扱店舗を利用した旅行者等に感染者が出たことを把握した場合においては、その状況について、遅滞なく、事務局に報告を行うこと。
- (5) (4)のほか、感染症や災害の状況を踏まえ、本事業の円滑な執行と観光庁が実施する感染症対策・災害対応の措置に協力すること。

2. 地域共通クーポンの取扱いに関する事項

- 地域共通クーポンの取扱いに係る取扱店舗の責務等
- ① 事務局が別途提供する取扱店舗用マニュアルに基づき、地域共通クーポンと引換えに商品等の提供を行う。また、取扱いに関する事務局の指示を遵守する。
 - ② 取扱店舗であること、紙クーポン・電子クーポンそれぞれの取扱いの可否が明確になるよう、販売ツール（ポスター及びステッカー）を旅行者から見えやすい場所に掲示する。
 - ③ 地域共通クーポンを用いた取引を行う場合は、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認する。
 - i) 地域共通クーポンの有効期間・利用エリア
 - ii) 紙クーポンの取扱店舗控が切り離されていないこと
 - iii) 地域共通クーポンの偽造・変造・模造の有無
 - iv) 提供しようとする商品等が取扱要領の1.(5)「地域共通クーポンの利用対象にならない商品等」に該当しないこと
 - ④ 有効期間を経過した地域共通クーポン、利用エリアではない地域共通クーポン及び有効期間又は利用エリアの記載の無い地域共通クーポンは、受け取りを拒否する。
 - ⑤ 取扱店舗控が切り離された紙クーポンは、受け取りを拒否する。
 - ⑥ デザインや色合いが明らかに違うことや偽造防止加工の確認等により偽造された地域共通クーポンと判別できる場合等は、その受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報する。また、その旨を事務局（コールセンター）にも報告する。確認用として配布する見本券は、地域共通クーポンを取り扱うすべての者に周知する。
 - ⑦ 地域共通クーポンを現金と交換しない。
 - ⑧ 地域共通クーポンの券面額以下の金額の利用の場合であっても、お釣りは渡さない。地域共通クーポンによる支払で不足する分は現金等で収受する。
 - ⑨ 地域共通クーポンを利用して購入した商品等の返品の際に返金をしない。
 - ⑩ 商品等の対価として受け取った紙クーポンは、再流通を防止するため、有効期間・利用エリアが記載されている部分（以下「本券部分」という。）と取扱店舗控を都度切り離し、本券部分を換金用伝票とともに事務局の指定する場所に送付するものとし、取扱店舗控を入金確認が完了するまで保管する。
 - ⑪ 電子クーポンを取り扱う取扱店舗は、スマートフォン等で通信できる環境を整えた上で、会計を行う場所に、取扱店舗ごとに提供するQRコード標識を設置するとともに、旅行者が適正に電子クーポンを利用したことについて、旅行者のスマートフォン等に表示される利用済み画面で確認する。
 - ⑫ 取扱店舗で独自に地域共通クーポンの利用対象外となる商品等を定める場合は、あらかじめ旅行者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示する。
 - ⑬ 他の割引企画との併用を不可とする場合、ポイント加算対象外とする場合又は地域共通クーポンの使用上限額を定める場合は、あらかじめ旅行者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示する。

